

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動別表号細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動後別表号細目」という。）が存在する場合には当該移動別表号細目を当該移動後別表号細目とし、移動別表号細目に対応する移動後別表号細目が存在しない場合には当該移動別表号細目（以下「削除別表号細目」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び削除別表号細目を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第6</b> （第15条関係）		<b>別表第6</b> （第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部	(1) (略)	県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係	副部長	(2) 直税関係
(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	ア～ツ (略)	(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	ア～ツ (略)
	<u>ニ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例（令和3年新潟県条例第2号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</u>		<u>ニ 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例（平成21年新潟県条例第63号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例（昭和48年新潟県条例第7号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</u>
	ト (略)		ト (略)

	<p>ナ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>フ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>		<p>ニ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>フ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～ソ (略)</p> <p>タ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</p> <p>チ (略)</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</u></p> <p>チ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	

